

木づかい促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 近年、木造住宅の着工戸数は、景気の低迷や少子化による世帯数の減少等により、大幅に落ち込んでいる。また、国産家具においても、住宅仕様の変化や輸入家具等の影響により生産量が大幅に落ち込むなど、本市の地場産業を支えてきた、林業・木材産業及び家具産業は厳しい状況が続いている。

そのため、住宅等建築にかかる日田材の支給または日田家具への交換により、建築意欲を促進し日田材の需要拡大を図るとともに、併せて地場産業の活性化を目指すため、その経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、日田市補助金交付規則(昭和33年規則第1号。以下「規則」という)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条

顔の見える日田材の家づくり等推進協議会(以下、協議会という)

(支給対象)

第3条 この要綱において、支給対象を次の各号に定めるところとする。

(1) 新築

- ・日田材の使用量が10㎡以上の自らが居住するための住宅
- ・管理の明確な市内の公共的施設(地区公民館等)

(2) リフォーム

- ・一般住宅、または集合住宅における自らが居住する住戸
- ・住宅に付属(同一敷地内)する施設(倉庫、車庫、塀等)の新設又は修繕
- ・日田材の使用量が10㎡未満の自らが居住するための新築住宅
- ・平成29年7月、令和2年7月及び令和5年6月から7月の大雨により被災した店舗等(被災した建物と異なる建物で営業を再開する店舗等を含む。)
- ・管理の明確な市内の公共的施設(地区公民館等)

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 新築は、日田材(日田市内で製材加工されたもの。以下同じ。)を10㎡以上使用する木造住宅で、主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による)が木造のものとする。(いわゆる在来工法、枠組壁工法、丸太組構法等。)
- (2) リフォームは、日田材を5万円以上使用すること
- (3) 日田材の使用量が全木材使用量の概ね80%以上を占めること
- (4) 三世代同居、UIターンの対象者、平成29年7月、令和2年7月及び令和5年6月から7月の大雨により被災された方(以下、被災者)については、建設地は日田市内のみとする。
- (5) 対象者は施主とする。
- (6) 施主が日田市もしくは居住する(していた)市町村に市町村税を滞納していないこと。ただし、被災者についてはこの限りではない。
- (7) 日田市内の業者が施工し、請負契約を締結すること。ただし、日田市内に本社はないが営業所等がある施工業者の施工については、申請者(施主)が日田市に住所を有したうえ、建設地が日田市内であること。
- (8) 年度内の完成確認が可能なこと(新築については上棟等)。

- (9) 事業実施当該年度の前年度に同一の施主又は同一の住宅等が本制度の補助を受けたことがないこと。尚、補助は年度内に1回とする。
- (10) 被災者については、同条第9号に定める本制度の補助を受けたことがないことの制限を、適用しない。また、被災者としての申請は被災した年度に対して一度しかできない。

(補助の内容)

第5条

(1) 新築

最大**20**万円分の日田材または、日田家具（日田市内で製造された家具。以下同じ）と交換できる最大**20**万ポイントを支給するものとし、申請時においてどちらかを選択するものとする。

ただし、使用する日田材が**20**万円未満の場合、使用した日田材の実費額を上限とする。

また、日田材と家具ポイントの併用は出来ない。

ただし、被災者については最大**45**万円分の日田材、日田家具と交換できる最大**45**万ポイントを支給するものとする。

※1 ポイント＝1円とし、付与されたポイント数が、交換商品ポイントに満たない場合は、ポイント不足分を現金により交換することができる。ただし、ポイントの残りを現金に換金することはできない。

(2) リフォーム

最大**15**万円分の日田材または、日田家具と交換できる最大**15**万ポイントを支給するものとし、申請時においてどちらかを選択するものとする。

ただし、使用する日田材が**15**万円未満（下限**5**万円）の場合、使用した日田材の実費額を上限とする。また、日田材と家具ポイントの併用は出来ない。

ただし、被災者については最大**20**万円分の日田材、日田家具と交換できる最大**20**万ポイントを支給するものとする。

※1 ポイント＝1円とし、付与されたポイント数が、交換商品ポイントに満たない場合は、ポイント不足分を現金により交換することができる。ただし、ポイントの残りを現金に換金することはできない。

(補助額の加算要件)

第6条 次の各号の場合は前条の補助内容に加算を受けることができる。この場合による(1)及び(2)の補助額の最大額は別表1に、(3)の加算額は別表2に定めるとおりとする。ただし、被災者については該当しない。

- (1) 直系親族と、補助交付申請日以前1年以内に同一世帯で三世代以上の同居を始めた者、又は工事完了日より1年以内に同一世帯で三世代以上の同居となる者が日田市内において新築もしくはリフォームを行う場合、新築は**15**万、リフォームは**10**万の加算を受けることができる
- (2) 日田市に住所を5年以上有しておらず、補助交付申請日以前1年以内に日田市に住民票を有した者、工事完了日より1年以内に住民票を有する予定の者、又はこれらの者を同居家族に含む者が日田市内において新築もしくはリフォームを行う場合、新築は**10**万、リフォームは**5**万の加算を受けることができる
- (3) 使用する木材の炭素貯蔵量に応じて、新築は**10**万、**15**万、**20**万の加算を受けることができる。

(支給材について)

第7条

(1) 新築

①支給材については、日田市内の製材所で加工されている含水率**20**%以下の乾燥材（柱、間

柱、土台、母屋、梁、桁、大引、束、加工板)を「協議会」が調達し、施主に支給する。
②申請時に納材者が決定している場合は、納材者から調達する。

(2) リフォーム

①支給材については、日田市内の製材所で加工されている木材とし、「協議会」が支給材を調達し、施主へ支給する。

②申請時に納材者が決定している場合は、納材者から調達する。

(家具ポイントについて)

第8条 家具ポイントは、確認検査完了後に協議会から申請者に交付するものとする。

申請者は、交付された家具ポイントを日田玖珠地域産業振興センターにて日田家具と交換するものとする。

また、日田家具への交換(納品)期限は事業実施当該年度内とし、残ったポイントを現金または木材に換えることはできない。

(支給申請)

第9条 申請者(施主)は次の各号に定める申請書類を協議会に提出するものとし、支給の決定については、協議会が申請書類を審査した後、申請者に通知するものとする。

なお、支給決定は受付順(書類を完備し受理したもの)とし、予算の定める範囲に達した時点で終了とする。ただし、被災者については市税の滞納のない証明書の提出は必要ないが、り災証明書を提出すること。

(1) 申請書類

新築:申請書(第1号様式)、契約書、見積書(経費内訳書)、木材明細書(製材所の証明・単価入り)、設計図(平面、立面、断面)、建築確認済証、市税の滞納のない証明書(被災者は不要)、り災証明書(被災者のみ)

リフォーム:申請書(第1号様式)、契約書、見積書(経費内訳書)、木材明細書(製材所の証明・単価入り)、設計図(平面、立面)、建築確認済証(建築確認が必要な場合に限る)、着工前写真、市税の滞納のない証明書(被災者は不要)、り災証明書(被災者のみ)

(2) 追加書類

第6条に定める要件を申込む場合には、木づかい促進事業補助金誓約書(第2号様式)と(1)については世帯全員の住民票の写し、(2)については移住者の住民票の写しを併せて提出する。

また、リフォーム補助において、申請者住所と建設地住所が異なる場合は木づかい促進事業補助金誓約書(第2号様式)と転居後の住民票の写しを提出する。

(支給決定)

第10条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定する。ただし、第6条に定める要件の審査は前条第2号に定める書類をもとに審査をおこなう。

(確認検査)

第11条

(1) 支給材の確認検査については、現物支給時の確認及び現場での使用確認とする。

(2) 検査員は、協議会構成員とする。

(3) 現物支給時の確認は、協議会の指定する場所で行う。

(4) 乾燥材の確認は引き渡し時に行う。

(その他)

第12条

(1) 協議を必要とする案件は事案毎に協議し、支給の可否を決定する。

(2) 国費補助事業、県補助金、他の市補助金との併用については、事前に協議を行うものとする。

(3) 施主は、本事業の推進又は日田材の普及啓発を目的とした住宅等の見学等、日田市又は協議

- 会から要請があった場合は協力しなければならない。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合は補助相当額の金額の一部または全額を返還してもらうことがある。

適用 この要領は平成29年4月1日から適用する。

一部改正 平成29年4月25日

一部改正 平成29年7月20日から施行し、平成29年7月5日から適用する。

一部改正 平成30年4月1日

一部改正 令和2年4月1日

一部改正 令和2年7月17日から施行し、令和2年7月6日から適用する。

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和4年4月1日

一部改正 令和5年4月1日

一部改正 令和5年7月21日から施行し、令和5年6月30日から適用する。

一部改正 令和6年4月1日

一部改正 令和7年4月1日

別表1（第5条及び第6条関係）

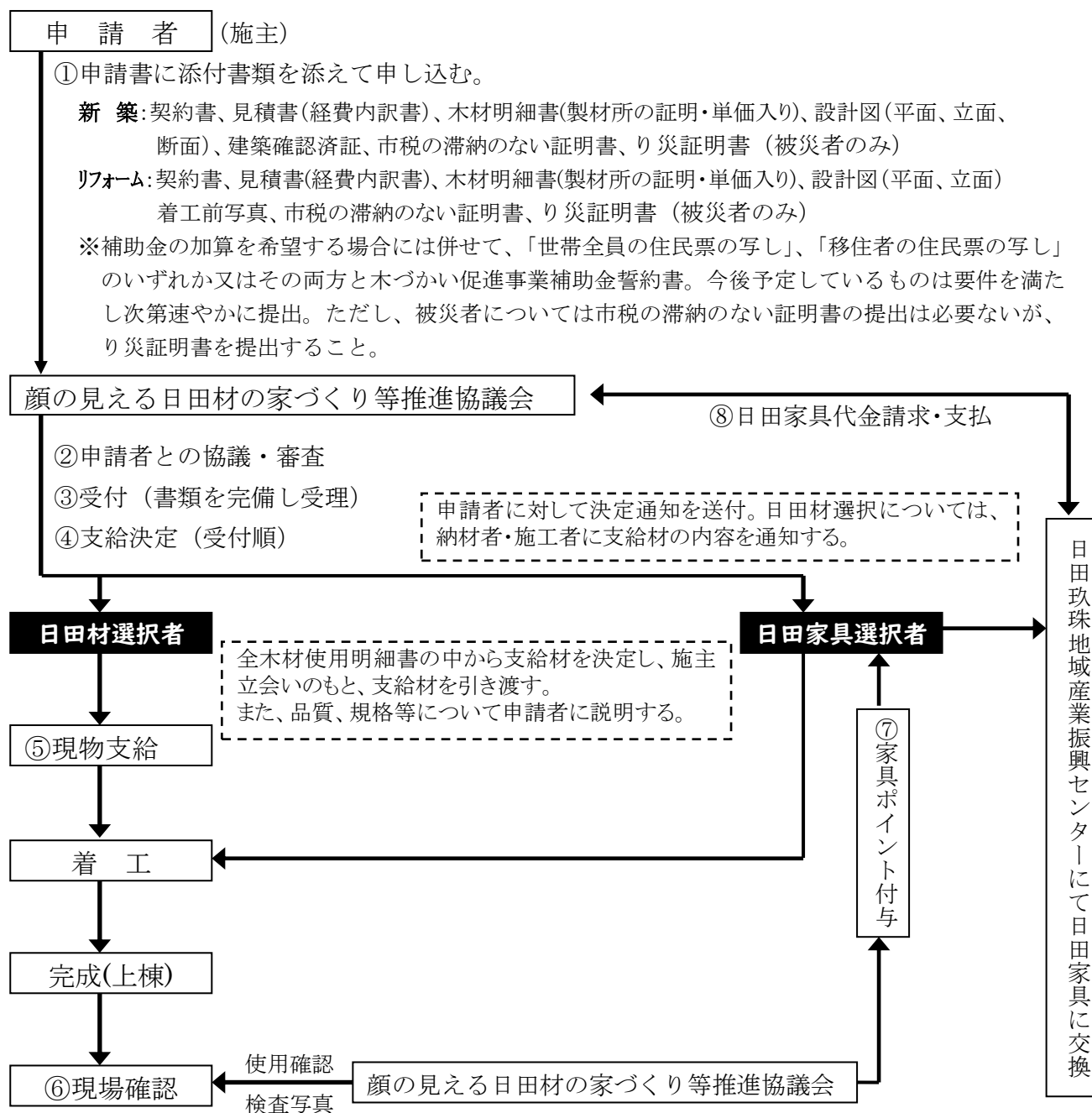
区分		基本補助額	三世帯同居	UI ターン	三世帯同居 UI ターン	被災者
新築	材の支給	20万	35万	30万	45万	45万
	家具P	20万P	35万P	30万P	45万P	45万P
リフォーム	材の支給	15万	25万	20万	30万	20万
	家具P	15万P	25万P	20万P	30万P	20万P

別表2（第6条関係）

区 分		炭素貯蔵量（t-CO2）		
		10以上	15以上	20以上
新 築	材の支給	+10万	+15万	+20万
	家具P	+10万P	+15万P	+20万P
フォーム	材の支給	—	—	—
	家具P	—	—	—

1 事務手続

申し込み先：顔の見える日田材の家づくり等推進協議会



2 関係各課との連携

